

事業評価書（事前）

作成年月日 . . .

事務事業名		医療施設近代化施設整備事業（療養病床への転換整備）
事務事業の概要	(1)目的	「療養病床」への転換整備を推進する。
	(2)内容	「その他病床」から「療養病床」への転換整備を重点的に促進するため、近代化施設整備事業（病院・診療所の建替等）において、整備区域の病床数の1/2以上を療養病床へ転換するための施設整備を行う。
	(3)達成目標	「予定額」11,957百万円 医療法に基づく「療養病床」への転換整備の促進を図る。
評価	(1)必要性	[国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性] 高齢化に対応するため、主として長期にわたり療養を必要とする患者の入院を担う療養病床を整備し、医療機関の機能分化を早急に図る必要がある。 [緊要性の有無] 第4次医療法改正において、「その他病床」が「一般病床」と「療養病床」に区分されたことに伴い、病院は平成15年8月までに、新たな病床区分による病床の届け出を行わなければならないこととされた。
	(2)有効性	[今後見込まれる効果] 「療養病床」への転換整備が図られ、療養環境の向上や医療機関の機能分化を通じて良質な医療を提供する体制整備が図られる。なお、医療機関の特殊性から、付随的に医療機器等の設備整備に伴う民間投資の創出や介護専門員等の雇用機会の増大の効果が見込まれる。 [効果の発現が見込まれる時期] 療養病床の整備後に効果が見込まれる。
	(3)効率性	[手段の適正性] 病院・診療所の建替等において整備区域の病床数の1/2以上を「療養病床」へ転換整備するものであり、病室面積の増大等療養環境の向上が図られ、また、各医療機関においてまとまった「療養病床」が効率的に整備されることから、良質かつ効率的な医療提供体制の整備が図られる。
	(4)その他 (公平性・優先性など)	
関連事務事業		なし
特記事項		
主管課及び関係課		(主管課)医政局指導課